

## 第 8 章 投資形態

### 1. 投資形態

#### (1) 3 種の投資形態

2009 年投資奨励法はラオスにおける投資の形態として、国内資本あるいは外国資本による単独投資、国内資本と外国資本の合弁投資、契約に基づく共同投資となっている。すなわち、外国投資家は 100%の投資が可能であり、の合弁投資においては、出資比率 30%以上という規定がある。の契約に基づく共同投資は、法人や支店を設立しないで行う投資形態とされている。これについては、計画投資省が、「外国企業は、製品や商品を注文するため、ラオスのパートナーと契約あるいは合意することが出来、逆の場合もある」としている（MPI、Business Guide 2011）ので、投資というよりも委託契約といった事業形態であると考えられる。

#### (2) 3 種の投資事業

上述の通り、外国企業（個人）は総資本の 30%以上 100%まで投資を行うことが出来る。そうした投資事業は 2009 年投資奨励法によって以下の 3 種類の投資事業に分かれており、それぞれ所轄機関、投資承認手続きが異なっている（図表 6-1 及び本章 2.参照）。

##### 一般事業

一般事業とは、ネガティブ・リスト<sup>（注）</sup>に規定される事業を含む一般事業分野への投資であり、コンセッションを伴うものではない。

（注）ネガティブ・リストは投資規制業種のリストではなく、英文では controlled business となっており、それ以外の業種に比べてセンシティブな業種であり、投資手続きに時間がかかる、というだけで、外国投資が禁じられている訳ではない。ネガティブ・リストは第 10 章の図表 10-1 に掲載したが、農・林・漁業、鉱業など一次産業及び電気・ガス・水道、運輸・倉庫、情報・通信、金融・保険などのサービス産業が対象となっている。

##### コンセッション事業

コンセッション事業とは、政府が規則に基づいて、開発や事業のために政府が有する所有権及びその他権利を使用することを認めた投資活動のことである。コンセッションには土地、鉱物、電力、航空、通信、保険及び金融機関に関する権利などがある。コンセッション事業のリストは政府が定める。

##### SEZ（特別経済区及び特定経済区）の開発事業

特別経済区の開発事業とは、新たな都市造りとしてのインフラ及び施設の整備に係る投資活動のことである。

特定経済区の開発事業とは、個々の特定地域の現状や規則に基づくインフラ及び施設の整備に係る投資活動であり、工業団地、輸出加工区、観光ゾーンなどの開発事業を含む。

特別経済区及び特定経済区に関する所轄機関とその活動は個別の規則によって定められる。

## 2. ラオスの会社形態

2005 年会社法（Enterprise Law No. 29/PO）はラオスにおける会社形態を図表 8-1 のように分類、規定している。この内、有限（非公開）会社が一般的である。

図表 8-1 ラオスにおける会社形態

会社の種類	名称	概要
個人所有会社		個人が無限責任を負う
パートナーシップ会社	一般パートナーシップ会社	出資者は無限責任を負う
	有限パートナーシップ会社	無限責任を負う出資者と有限責任を負う出資者から成る
株式会社	有限（非公開）会社	株主 2～30 名（「一人有限会社」も可）
	公開会社	株主（発起人）9 名以上

（出所）JETRO「アジア新興国のビジネス環境比較」より作成

ラオスでは個人所有会社（一人会社）という「会社」が存在し、株主が一名でも会社を設立することが出来る。この個人所有会社と有限（非公開）会社は別々に定義されているが、実質はほとんど変わらず、個人、法人のどちらでも株主となることが認められている（会社法第 78 条）。

会社法の上では、公開会社、有限（非公開）会社ともに取締役の国籍、居住地に関する規定はなく、外国人も取締役となることが出来るし、ラオスに居住する必要もない。

会社設立に当っては、投資許可申請書他書類<sup>1</sup>を工商業省の企業登録管理局（ERM）、県の企業登録管理部門、あるいは郡の工商業事務所に申請することとなっている。

<sup>1</sup> 設立予定の会社の定款、F/S（事業計画）、投資者の CV（履歴書）等。